

《相馬港における危険物積載船舶の指定錨地について》

「相馬港 5号ふ頭待船泊地」

1 錨地名及び錨地コード

- (1) 錨地名：5号ふ頭待船泊地
- (2) 錨地コード：SY02A（イヌ、ワイ、ゼ、ロ、ツ、エー）

2 錨地の区域

次の～の各点に囲まれた海域（別図1 参照）

北緯 37 - 51 - 28 . 0	東経 140 - 57 - 59 . 0
北緯 37 - 51 - 05 . 0	東経 140 - 57 - 50 . 0
北緯 37 - 50 - 54 . 0	東経 140 - 57 - 43 . 0
北緯 37 - 50 - 52 . 0	東経 140 - 57 - 35 . 5
北緯 37 - 51 - 20 . 0	東経 140 - 57 - 26 . 0

3 錨泊可能船型

重量トン数 3,000 DWT未満の船舶

4 錨泊最多隻数

1隻

5 錨泊の条件

- (1) 3号ふ頭第4岸壁に着岸及び入出港船舶がある場合は、錨地の北緯 37 - 51 - 05 . 0より南の区域に錨泊はさせない。
- (2) 4号ふ頭に外航船舶の着岸及び入出港船舶がある場合は、錨泊はさせない。
- (3) 4号ふ頭に内航船舶の着岸及び入出港船舶がある場合は、錨地の北緯 37 - 51 - 05 . 0より北の区域に錨泊はさせない。
- (4) 5号ふ頭に着岸船舶及び入出港船舶がある場合は、錨地の北緯 37 - 51 - 05 . 0より北の区域に錨泊はさせない。

6 その他

- (1) 錨泊区域の北及び南の中心位置（概位）

北側：北緯 37 - 51 - 13 . 0 東経 140 - 57 - 41 . 0

南側：北緯 37 - 51 - 00 . 0 東経 140 - 57 - 39 . 5

- (2) 本錨地に停泊場所の指定を受けた危険物積載船舶は、別紙1の各事項を遵守すること。



『5号ふ頭待船泊地 (SY02A)』は、以下の ~ に囲まれた海域

北緯 37-51-28.0 , 東経 140-57-59.0

北緯 37-50-52.0 , 東経 140-57-35.5

北緯 37-51-05.0 , 東経 140-57-50.0

北緯 37-51-20.0 , 東経 140-57-26.0

北緯 37-50-54.0 , 東経 140-57-43.0

(世界測地系)

「5号ふ頭待船泊地」に錨泊する際の遵守事項

- 1 船橋に24時間守錨当直を配置し、常時国際VHF（ch16）の聴取及び主機関スタンバイとして、走錨海難防止の徹底に努めるとともに、AIS（船舶自動識別装置）を搭載している船舶は、常時電源をONとすること。
- 2 本錨地は、他船の通航路及び港湾施設等に隣接する海域であるため、錨泊中の船体触れ回りによる通航路へのはみ出し、港湾施設等への衝突に留意すること。
- 3 本錨地は、北及び南よりの強風、風浪等に対して弱い海域であるため、このような気象・海象状況が予想される場合は、錨泊が困難であることに留意すること。

「相馬港 北防波堤沖」

1 錨地名及び錨地コード

(1) 錨地名：北防波堤沖

(2) 錨地コード：S Y 0 3 A (Iス、Wイ、セロ、スリ、Iー)

2 錨地の区域

次のイ～ニの各点に囲まれた海域（別図2 参照）

イ 北緯 37 - 52 - 07 . 0 東経 140 - 58 - 13 . 0

ロ 北緯 37 - 51 - 44 . 0 東経 140 - 58 - 03 . 0

ハ 北緯 37 - 51 - 50 . 0 東経 140 - 57 - 39 . 0

ニ 北緯 37 - 52 - 13 . 0 東経 140 - 57 - 50 . 0

3 錨泊可能船型

重量トン数 3,000 DWT未満の船舶

4 錨泊最多隻数

1隻

5 錨泊の条件

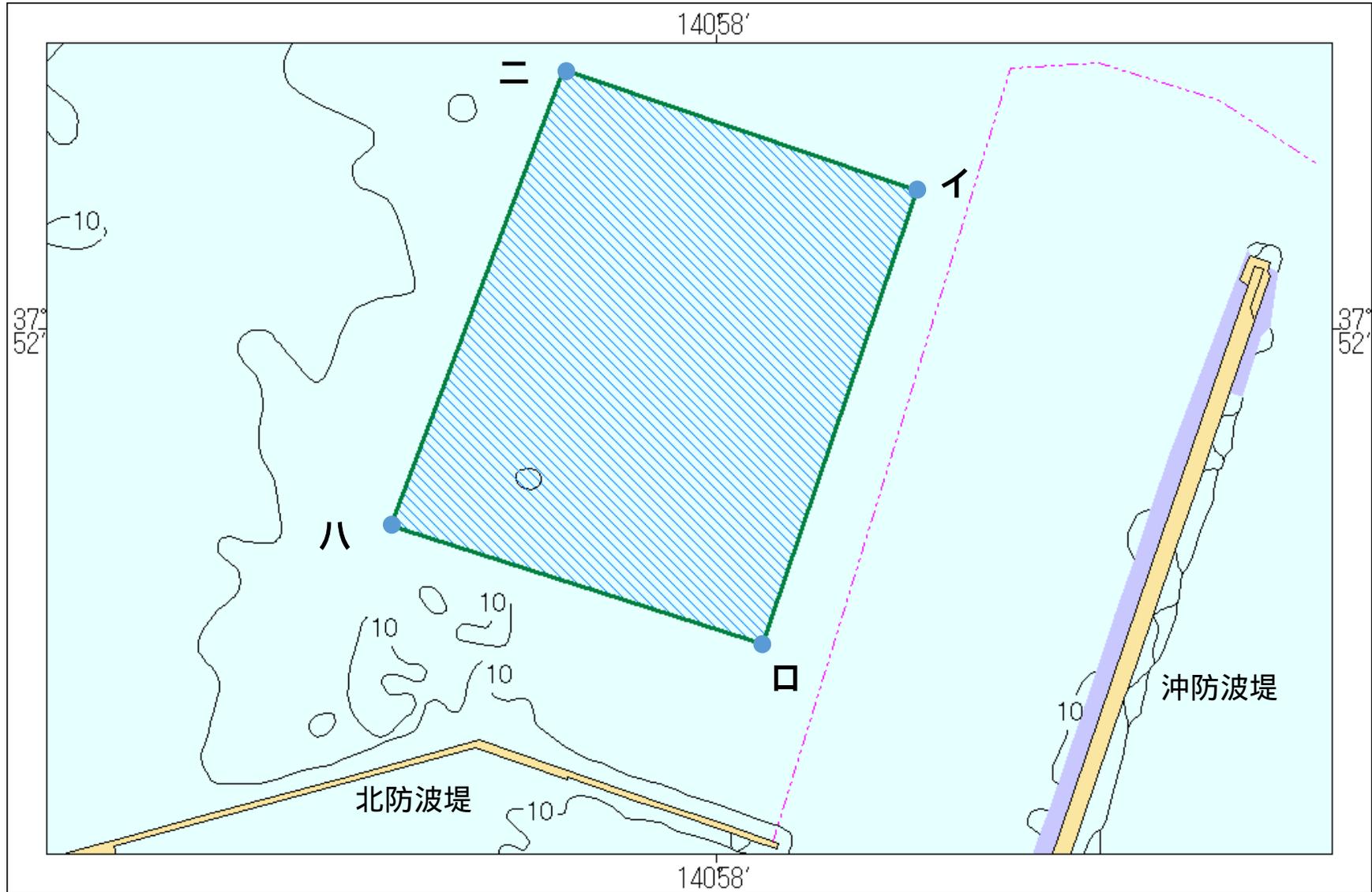
「5号ふ頭待船泊地」に錨地を指定できない場合に錨泊させる。

6 その他

(1) 錨泊区域の中心位置（概位）

北緯 37 - 51 - 58 . 0 東経 140 - 57 - 56 . 0

(2) 本錨地に停泊場所の指定を受けた危険物積載船舶は、別紙2の各事項を遵守すること。



『北防波堤沖 (SY03A)』は、以下のイ～ニに囲まれた海域

イ 北緯 37-52-07.0 , 東経 140-58-13.0 ㊦ 北緯 37-51-44.0 , 東経 140-58-03.0

ハ 北緯 37-51-50.0 , 東経 140-57-39.0 ニ 北緯 37-52-13.0 , 東経 140-57-50.0 (世界測地系)

「北防波堤沖」に錨泊する際の遵守事項

- 1 船橋に24時間守錨当直を配置し、常時国際VHF（ch16）の聴取及び主機関スタンバイとして、走錨海難防止の徹底に努めるとともに、AIS（船舶自動識別装置）を搭載している船舶は、常時電源をONとすること。
- 2 本錨地への錨泊にあたっては、漁具等の設置及び東日本大震災で流失した海底の支障物の存在に留意すること。
- 3 本錨地は、港湾計画上の相馬港北航路及び北防波堤に隣接する海域であるため、錨泊中の船体触れ回りによる通航路へのはみ出し、港湾施設等への衝突に留意すること。
- 4 本錨地は、北よりの強風、風浪等に対して極めて弱い海域であるため、このような気象・海象状況が予想される場合は、錨泊が困難であることに留意すること。